

平成30年度 第10回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成30年9月26日(水) 午前9時40分から9時45分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 今岡誠一 | 次長兼任用課長 | 山添久 | |
| | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長 | 毎野卓実 | |
| | 係長 | 湯ノ口修 | 係長 | 足立陽子 | |
| | 係長 | 高多孝典 | | | |
| 3 傍聴者 | | なし | | | |

四 議 題

議案第1号 職員の職務に専念する義務の免除について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

鳥取県営病院事業管理者から職員の職務に専念する義務の免除について次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

職員が第73回国民体育大会に鳥取県代表の帯同トレーナー(卓球競技)として参加する場合

1 職員名 鳥取県立厚生病院 ボイラ技士 藤井 嘉津宏

2 申請期間 参加日程(平成30年9月28日(金)～10月3日(水))のうち勤務を要する日

3 根拠法令 「職務に専念する義務の特例に関する規則」

○職務に専念する義務の特例に関する規則

(義務免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

1.4 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合 その都度必要と認める期間

4 承認理由

- ・国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して主催する日本のスポーツの祭典であり、選手として参加する場合は、当委員会で包括承認としている。

本件については、国体の鳥取県代表の帯同トレーナーとして参加要請があったものであり、役割について申請者に確認したところ、コーチと同様の内容である。

については、本件は、鳥取県知事及び公益財団法人鳥取県体育協会から書面による派遣依頼があったものであり、県事業の一環として位置付けられること、また本大会に帯同トレーナーとして参加することにより、先進的な技術の習得などが期待でき、選手としての出場と同様に、本県の競技レベルの向上についてはスポーツ振興に資するものと認められることから、承認することが適当である。

- ・ 平成29年に開催された第72回国民体育大会（卓球競技）に当該職員が帯同トレーナーとして出場した際にも職務に専念する義務の免除を承認している。

5 承認日 議決日

六 次回人事委員会の開催

平成30年10月2日（火）午前9時40分から開催することとした。